

とくしま

空き家

ハンドブック

／空き家のこと、この一冊で理解できる！／



はじめに

親や親族からの相続、
施設への入所や入院、転勤など
人生の移り変わりの中で空き家が生まれています。

誰にも発生し得る空き家についてそのまま放置するのではなく
『まずはどうしたらいいのか。』と考えていただくために
役立つ情報をまとめたものです。



目次

- 1 空き家について学ぼう …… P. 2**
 - ・ 空き家とは？
 - ・ 空き家になるとどうなるの？
 - ・ 空き家にかかる費用や空き家にかかる税金の特例は？
 - 2 空き家になる前に備えよう …… P. 6**
 - ・ 空き家を所有しても困らないために今からできること
 - 3 空き家を適切に管理しよう …… P.11**
 - ・ 空き家の管理について
 - ・ もし、自分で管理出来ないときは？
 - ・ 空き家の定期チェックリスト
 - 4 空き家を有効活用しよう …… P.13**
 - ・ 自分で使う、貸す
 - ・ リフォームにお金をかけたくない場合は？
 - 5 空き家を手放そう …… P.15**
 - ・ 使わない空き家は持ってもメリットはない、売却や解体のために
 - ・ 危険なブロック塀の撤去について
 - 6 空き家について相談しよう …… P.18**
 - ・ 悩みがあれば専門家や行政に相談を
- 関係機関問い合わせ先 …… P.20
- 徳島県市町村別 住宅関連支援制度一覧 …… P.21

空き家について 学ぼう

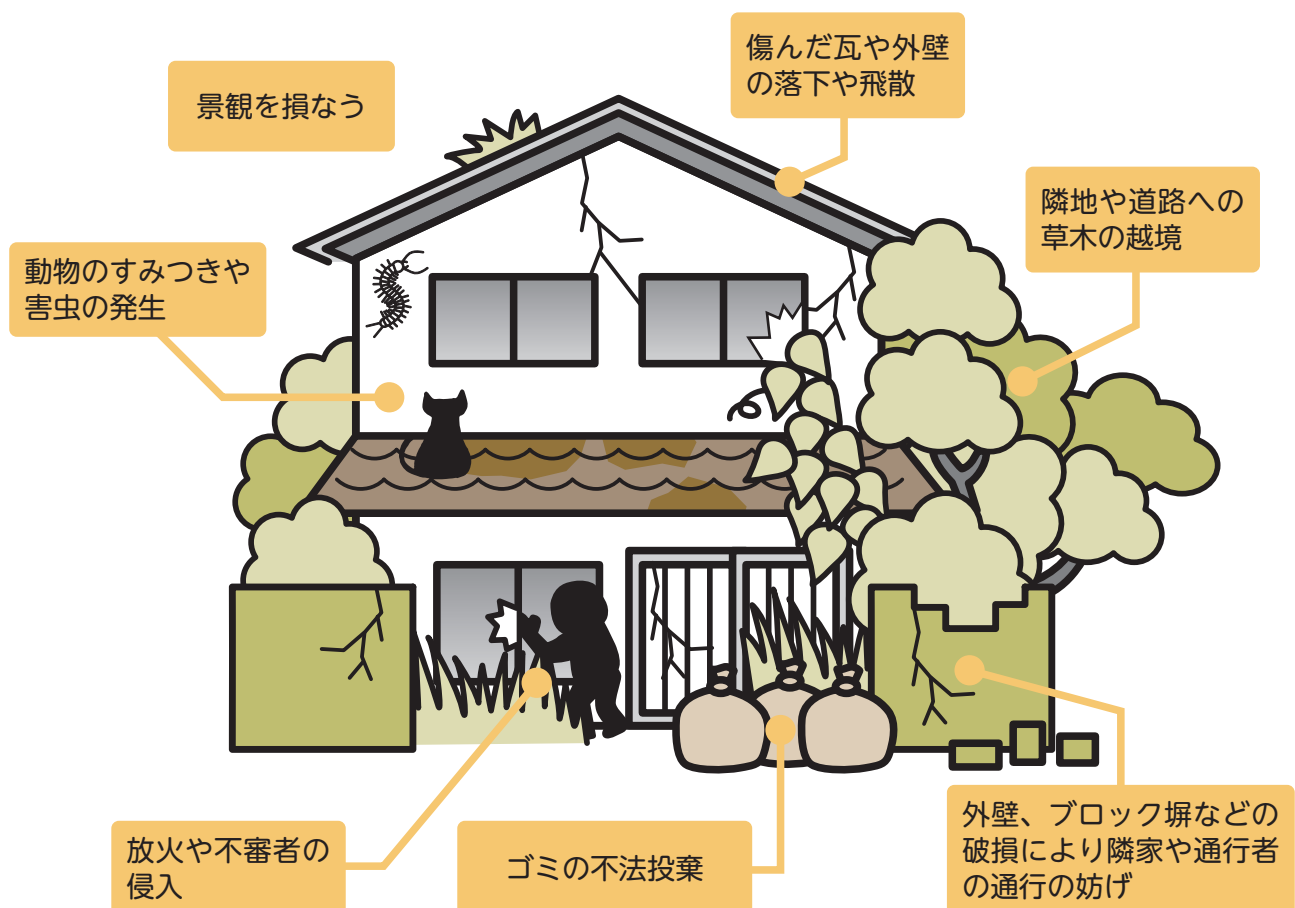
●空き家とは？

空き家とは、「使用していない家」のこと。

人の出入りの有無、電気、ガス、水道の使用状況や物件の登記、住民票の確認、管理状況、利用実績などで空き家かどうか判断されます。

●空き家になるとどうなるの？

空き家は放置しておく大変なことになります！



●空き家は身近な問題

放置しておく一気に劣化がすすみます。

そうなる前に、家のことを家族みんなで考えてみましょう！

●空き家にかかる費用

空き家の所有に必要な一般的な費用の例

固定資産税・都市計画税(市町村税)

	固定資産税	都市計画税
対象となる資産	固定資産 (土地、家屋、償却資産)	原則として、都市計画区域のうち、市街化区域内の土地、家屋（現在、徳島市のみ）
納める人	毎年、1月1日に対象となる資産の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方	毎年、1月1日に対象となる資産の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方
金額	評価額を基に算定 (税率 1.4%)	評価額を基に算定 (税率 (徳島市) 0.275%)

出典：「不動産と税金 2024」（徳島県）

相続税（国税）

亡くなった人（被相続人）が所有していた財産（土地や家屋など）を、相続や遺贈によって、財産を取得した人（相続人）に対して、その財産の価格を基に課される税金です。

維持管理費

草刈り、破損箇所の修理など。その他必要に応じて、火災保険や光熱費、自治会費など。



●空き家にかかる税金の特例

固定資産税・都市計画税の特例

1月1日時点で住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）についてはその税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられています。

しかし、空き家の敷地については特例の適用対象外となる場合があります。

【住宅用地に対する課税標準の特例措置】

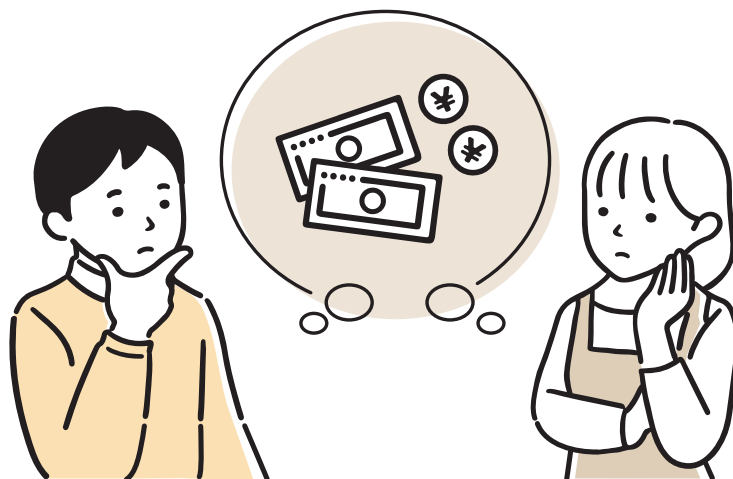
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅1戸につき200㎡まで)	評価額×1/6	評価額×1/3
その他の住宅用地	評価額×1/3	評価額×2/3

出典：「不動産と税金 2024」（徳島県）

所得税の特例

相続又は遺贈により取得した相続人が、被相続人が居住していた家屋や敷地などを売った際、一定の要件を満たした場合に譲渡所得（＝売価－取得額－経費）の金額から最高3,000万円まで控除する特例措置が設けられています。

制度の概要は次のページをご覧ください。

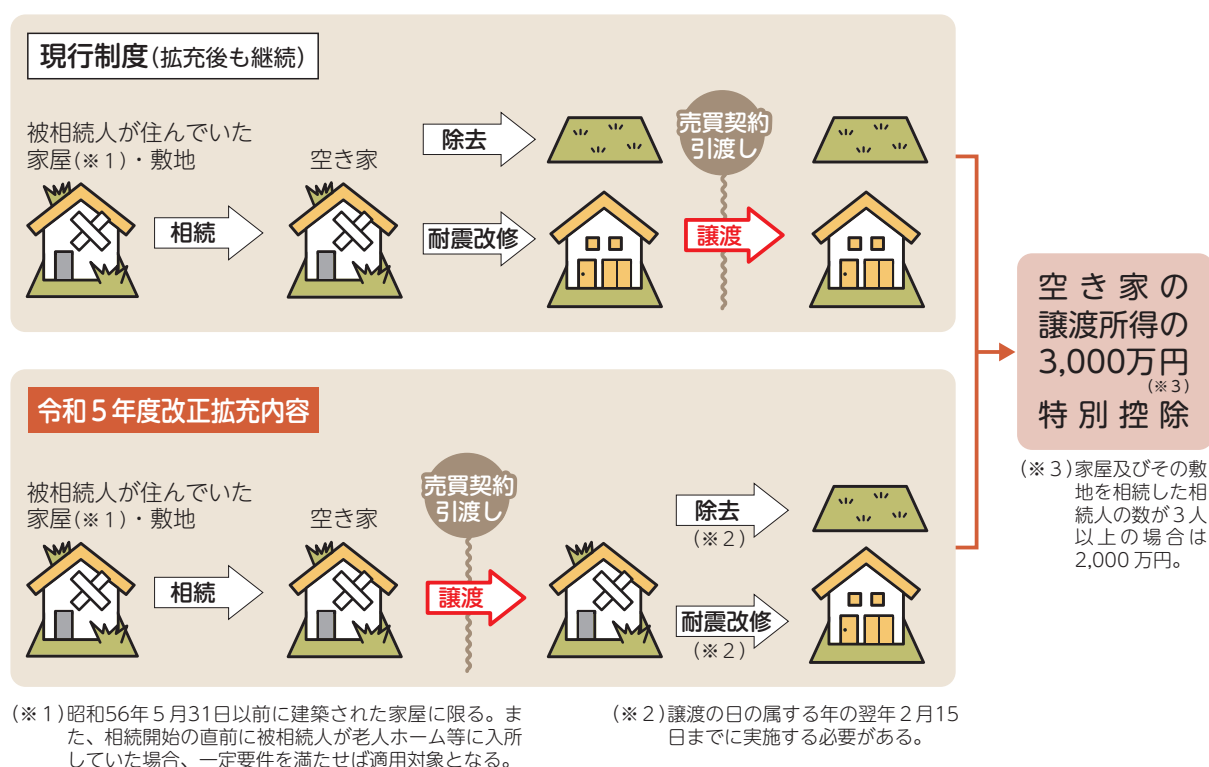


被相続の居住用財産（空き家）に係る 譲渡所得の特別控除の特例

制度の概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円（家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円）を特別控除する。

本制度のイメージ （注）拡充内容については、令和6年1月1日以降の譲渡から対象



■本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

譲渡所得 = 譲渡価額 - 取得費（譲渡価額 × 5%（※4）） - 譲渡費用（除却費用等） - **特別控除3,000万円**

（※4）取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

<前提条件>

・昭和55年建築 ・除却費200万円 ・被相続人が20年間所有 ・取得価額不明 ・相続人は1名

●本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額：0円

$(500万円 - (500万円 \times 5\%) - 200万円 - 3,000万円) \times 20\% = 0円$

●本特例がない場合の所得税・個人住民税額：55万円

$(500万円 - (500万円 \times 5\%) - 200万円) \times 20\% = 55万円$

空き家になる前に 備えよう

家の今後を考える上で知っておきたいことをご紹介します。

●相続対策

空き家にしない為のポイントは、「きちんと話し合って決めておくこと」です。

空き家を相続するための準備

相続とは、ある人が亡くなったときに、その人の財産（土地や建物など）を承継することです。空き家に関わる様々な問題の中でも、相続は特に重要です。

「家をどうするか」を決めないまま亡くなってしまうと、次のようなトラブルが起こるおそれがあります。

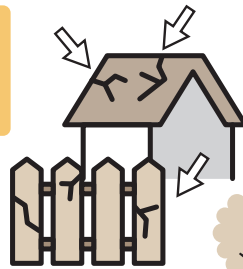
思い出もあるので、
売りにたくない……



売ることに賛成

そのまま置いておいても仕方ないし……

共有者全員の意見がまとまらないので、売りにたくても売れない



相続して共有名義となった



共有名義の空き家を売りたいけど、共有名義の空き家を売ることに賛成の人・反対の人がいる



管理に手間もかかるし、
どうしたら……

「家をどうするか」所有者の意思を相続前に確認しておき、所有者は空き家を誰に譲るのかを決めておけば、後にトラブルとなる可能性は減ります。

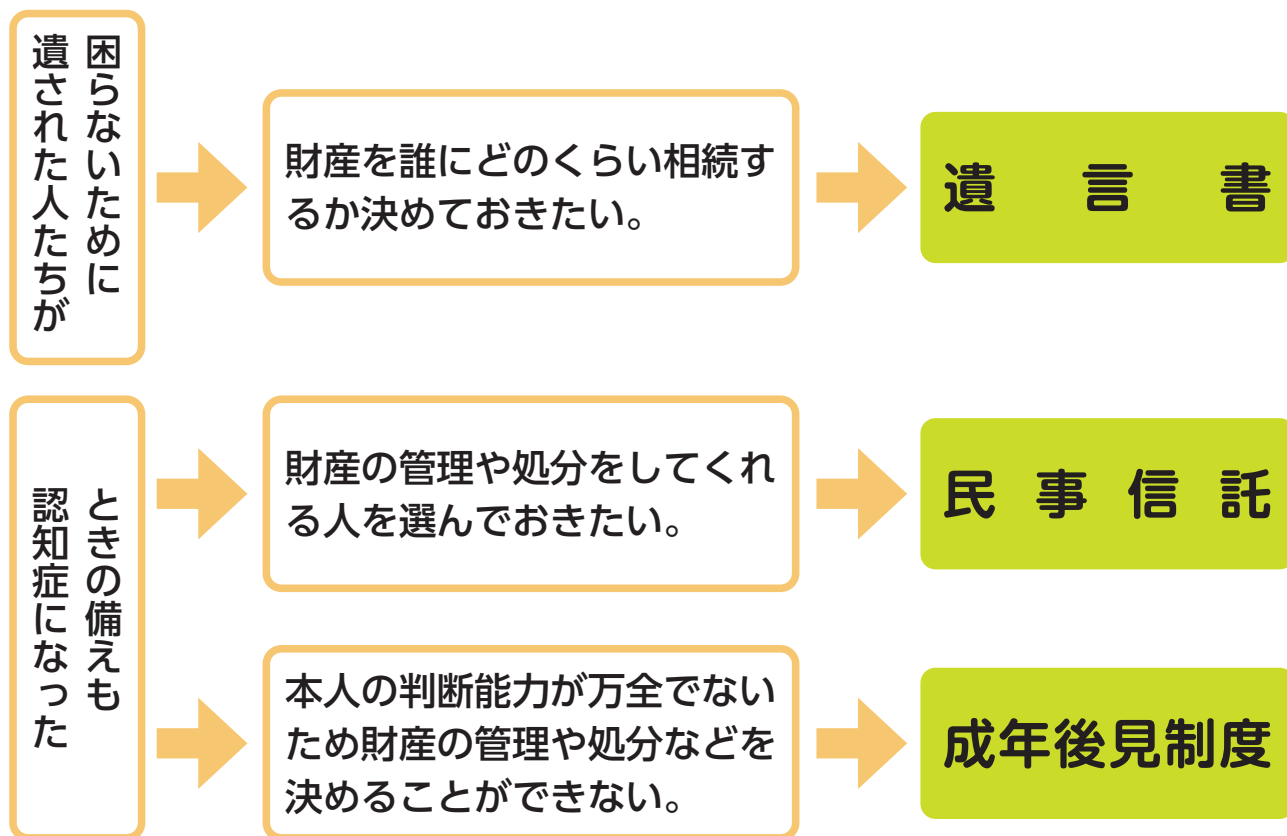
相続登記が義務化されました！

令和6年4月1日より相続登記が義務化され、相続が開始して所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければ、10万円以下の過料（行政上の義務違反に対する罰則）が科される可能性があります。

●相続前に家をどうするかを決めておく方法

相続前に家をどうするかを決めておく方法には、主に遺言と民事信託があります。

また、本人の判断力が万全でない場合には、成年後見制度があります。



●遺言書

遺言書を残すことで、家をどうするかについて明確にしておくことができます。

遺言書の作成に当たっては、以下の方法がよく利用されています。

- ①遺言者自らが作成する「自筆証書遺言」
- ②公証人が作成する「公正証書遺言」



気をつけること

遺言書の書き方には決まりがあり、決まりに則っていない遺言書は無効になる場合もあります。

「自筆証書遺言」を作成した人からの申請により、法務局が遺言書を保管する制度ができました（令和2年7月10日開始）。この遺言書保管制度を利用することで自筆証書遺言でも、偽造・紛失のおそれがなくなります。

遺言のできることの例

●相続分の指定

- ・相続人の一部又は全員の相続分を指定
- ・相続分の指定がない場合の具体的な分割は、相続人全員による遺産分割協議で行う。

●遺産分割方法の指定

- ・「土地と建物は妻に、預金は長男に」というように具体的に財産の分配方法を指定することができる。

●遺贈

- ・遺言によって特定の団体などに財産を与えることができる。

●予備的遺言

- ・指定した相続人が遺言者より先に死亡した場合に備えて財産をどうするか決めておくことができる。

参考 住まいのエンディングノートについて

エンディングノートとは自分自身や今後について考えて記録を残しておくノートです。

将来の家の「生かし方」や「しまい方」を考えるために、住まいのエンディングノートを将来のことを考えるきっかけづくりとしてご活用できます。



●民事信託

営利を目的としないで、所有者が他の人と財産の管理などの契約をする方法です（有償の場合もあります）。

預けられる人が家族や親族の民事信託を「家族信託」と呼ぶ場合があります。

例えば父親（家の所有者）が娘に家を預ける契約をすると、娘はその家を母親のために管理、処分などを行うことができます。

●成年後見制度

「成年後見人」とは、本人の判断力が万全でない場合にその人に代わって財産管理などを行う人のことです。

親族や司法書士・弁護士などが成年後見人になることができます。

制度の利点は本人以外でも財産の管理ができることです。

本人が認知症などによって判断ができない場合でも、成年後見人によって空き家の活用が行える場合があります。なお、家庭裁判所が本人に必要なと判断した場合は、成年後見人が必要だと思っても実施することはできません。

成年後見制度の手続

本人の判断能力が不十分な場合に親族などが申し立てる法定後見制度の手続は、本人の所在地の家庭裁判所に、また、判断能力があるうちに本人が後見人を選定する任意後見制度の手続は、お近くの公証役場にお問い合わせください。なお、財産管理には生前贈与や生前売買などの方法もあります。

制度の趣旨や運用の実務を理解して自分に合った制度を使いましょう。



●家財の整理について

空き家を売る、貸す、解体するなどいずれの場合でも家財の整理、遺産の分配は必要になります。

遺される人たちの負担にならないよう元気なうちから自分の家財の整理をしましょう。

例えば 仏壇や神棚はどうすればいいか。

●仏壇

宗派や地域により方法は異なりますが、^{へいげんほうよう}閉眼法要^(※)を行えば、お寺や仏具店に引き取ってもらえる場合があります。菩提寺があれば、まずはそちらに相談してみましょう。

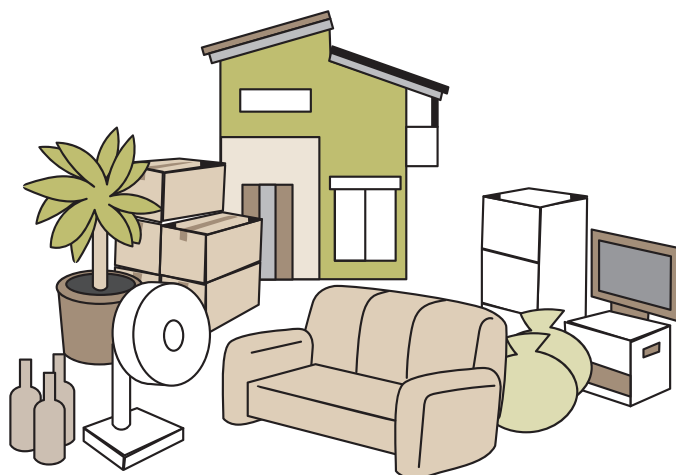
(※)閉眼法要とは仏壇やお墓、位牌などに宿った故人の魂を抜くための儀式のこと

●神棚

神社によっては、神棚を納め、祈祷の対応をしてもらえる場合があります。まずはお近くの神社にご相談ください。

●気をつけること

- ・ 不要な家財などは市町村のゴミ収集ルールに従って処分しましょう。
- ・ 一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた業者しか行えません。許可を受けた業者かどうかは住宅のある市町村にお問い合わせください。
- ・ 家財などの残置物の処分費用に対して補助を行っている市町村もありますが、市町村によって異なりますので個別にご確認ください。



空き家を適切に 管理しよう

●空き家の管理について

空き家の管理は、定期的な換気、清掃点検がとても重要です。
適切な管理をされていない空き家は早ければ1年で劣化することも！
定期的な点検やメンテナンスを行うことでトラブルを未然に防ぐことや建物の資産価値の維持、修繕費の削減になります。
まずは、空き家の定期チェックリストを確認してみましょう。

●もし、自分で管理出来ないときは？

遠方に住んでおり、頻繁に点検を行うことが難しい人や年齢的につらくなってきた場合は、専門の管理業者に委託することも検討しましょう！
「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターでは空き家管理サービスを実施しております。

サービス内容

- ・ 空き家の状況確認（外観）並びに空き家の状況に応じた管理に関するアドバイス



「とくしま回帰」住宅対策
総合支援センター
「空き家管理サービス」

空き家の定期チェックリスト



- | | |
|--|---------------------------------------|
| ① <input type="checkbox"/> 玄関や窓の施錠の確認 | ⑦ <input type="checkbox"/> 通水 |
| ② <input type="checkbox"/> 不審者の侵入の予防 | ⑧ <input type="checkbox"/> 室内の簡易清掃 |
| ③ <input type="checkbox"/> 屋根、軒裏、外壁の点検 | ⑨ <input type="checkbox"/> 草刈り、庭木の剪定 |
| ④ <input type="checkbox"/> 設備機器の確認 | ⑩ <input type="checkbox"/> 庭のゴミの確認・処理 |
| ⑤ <input type="checkbox"/> 室内の雨漏り、カビ、
床の状態の確認 | ⑪ <input type="checkbox"/> 郵便物の整理 |
| ⑥ <input type="checkbox"/> 通風・換気 | ⑫ <input type="checkbox"/> 火災保険の確認 |
| | ⑬ <input type="checkbox"/> 隣地への挨拶・声かけ |

空き家を有効活用 しよう

①自分で使う場合は……

思い入れのある家を残すことができます。

気をつけること

・電気や水道などのライフラインの復旧確認や建物状態の確認が必要です。

②貸す場合は……

家賃収入が入ってきます。

気をつけること

- ・立地条件により借り手が見つかるまで苦労する場合があります。
- ・修繕・リフォームする場合、原則、所有者の負担となります。
- ・民間不動産業者の他、空き家バンクを活用する方法があります。



空き家バンクとは

空き家バンクとは、自治体が空き家の登録を募り、利用を希望する人に物件情報を提供する制度です。

各自治体のホームページで、情報などを公開していますので、参考にしてください。

また、自治体を横断して簡単に検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」もあります。詳しくは二次元コードをご覧ください。



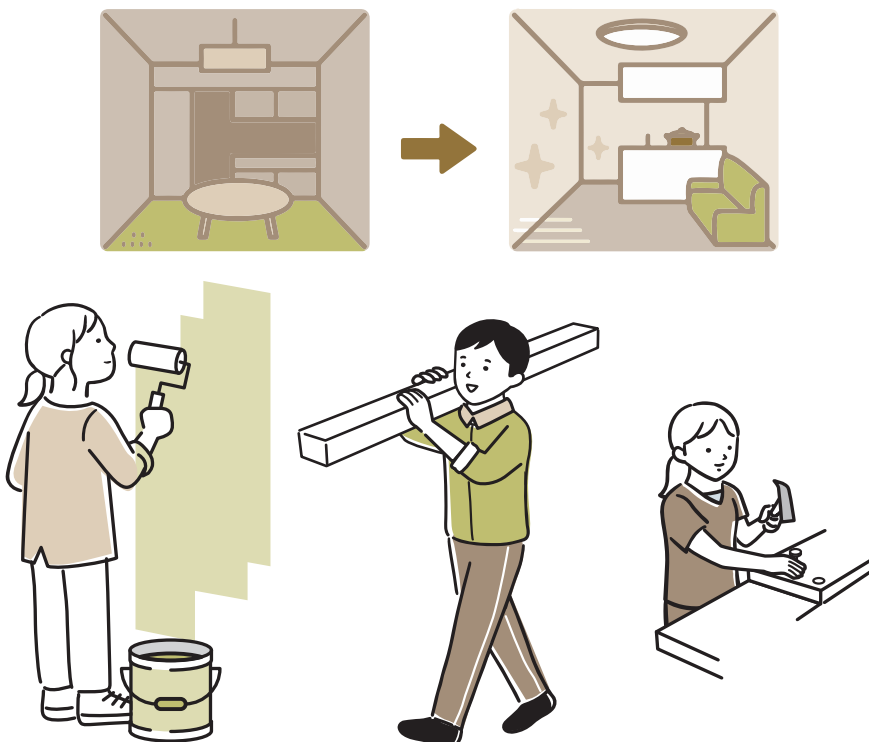
リフォームにお金をかけたくない場合は？

●DIY型賃貸

内装などの改修を賃借人におまかせする方法。

その分賃料を安くすることで、お互いのメリットになります。

どこまでリフォームするのか、どこまで現状回復させるかは明確にしておきましょう。



空き家を 手放そう

① 売る

管理などの費用、手間がかからず、次の住まいや施設の入居などの費用に充てることができます。

気をつけること

- ・立地や接道などの確認は不動産業者など専門家に相談しながら確認しよう。



② 解体する

「劣化が進み、利活用できる空き家ではない。」「所有していても費用がかかり困っている。」そんな場合は、解体しましょう。

耐震性がない空き家は、解体することも手放す上で有効な選択肢になります。

気をつけること

- ・業者に依頼する時は、建設業の許可を受けている業者または解体工事業者の登録をしている業者にしましょう。
- ・見積り金額が適正かどうか、工事内容に問題がないかを確認するために見積りは複数の業者にお願いするのもいいでしょう。
- ・空き家の解体費用の一部を補助する制度を市町村で設けています。補助制度の有無や金額、要件など、市町村によって異なりますので個別にご確認ください。
- ・住宅が建っている土地は固定資産税などの税金が軽減される「住宅用地特例」という減税制度が適用されていますが、建物を解体することで、この特例は適用されなくなってしまい、その結果、固定資産税は最大 4.2 倍になります（対象は土地の税金のみです）。

③危険なブロック塀の撤去

古いコンクリートブロック塀は、経年劣化などにより強度が弱くなっているおそれがあり、大規模な地震が発生した場合は倒壊する危険性が高いです。

●危険なブロック塀などの撤去や建替を支援します！

例えば

●危険なブロック塀を撤去したい！

ブロック塀の撤去に 10 万円かかる場合

← 事業費：10 万円 →

補助額 6万6千円 (2/3)※	個人負担 (1/3)
---------------------	---------------

●危険なブロック塀を撤去して、新しくフェンスを設置したい！

ブロック塀の撤去と新しいフェンス設置にあわせて 50 万円かかる場合

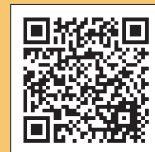
← 事業費：50 万円 →

補助額 33万3千円 (2/3)※	個人負担 (1/3)
----------------------	---------------

※補助要件や補助額などは、市町村により異なりますので各市町村の担当課にお問い合わせください。



- ・ヒビが入っている
 - ・塀が全体的に傾いている
 - ・人の力で簡単にぐらつくなど、気になる点があれば
- 県ホームページで点検方法をチェック！



徳島県
ホームページ

●担当窓口・補助金創設状況

(令和6年4月1日現在)

市町村	所 属	連絡先	補助状況	
			撤去	撤去+新設
徳 島 市	建 築 指 導 課	088-621-5272	○	○
鳴 門 市	ま ち づ くり 課	088-684-1171 088-684-1289	○	○
小 松 島 市	住 宅 課	0885-32-2120	○	
阿 南 市	住 宅 課	0884-22-3431	○	
吉 野 川 市	建 築 営 繕 室	0883-22-2224	○	○
阿 波 市	営 繕 課	0883-36-8734	○	○
美 馬 市	住宅・拠点整備課	0883-52-5612	○	○
三 好 市	管 理 課	0883-72-7681	○	○
勝 浦 町	建 設 課	0885-42-1506	○	○
佐 那 河 内 村	建 設 課	088-679-2970	○	○
石 井 町	危 機 管 理 課	088-674-1171	○	○
神 山 町	建 設 課	088-676-1514	○	
那 賀 町	防 災 課	0884-62-1183	○	
牟 岐 町	建 設 課	0884-72-3418	○	
美 波 町	建 設 課	0884-77-3618	○	
海 陽 町	建 設 防 災 課	0884-73-4159	○	
松 茂 町	建 設 課	088-699-8718	○	○
北 島 町	危 機 情 報 管 理 課	088-698-9807	○	○
藍 住 町	建 設 産 業 課	088-637-3122	○	○
板 野 町	建 設 課	088-672-5996	○	○
上 板 町	企 画 防 災 課	088-694-6824	○	○
つ る ぎ 町	管 理 防 災 課	0883-62-3111	○	○
東みよし町	建 設 課	0883-79-5342	○	

空き家について 相談しよう



●悩みがあれば、相談しよう

- ・空き家について困ったことがあれば、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターの空き家専門相談会で相談しよう。
- ・相談の内容に応じて司法書士・税理士・建築士・宅地建物取引士が無料で相談をお受けいたします（相談内容（例）：相続問題、売買や賃貸契約、登記手続き、リフォームなど）。
- ・定期的に県内各地域で出張相談会も開催しています。市町村によって実施状況や開催時期などが異なりますので、個別にご確認ください。



●空き家に関する相談総合窓口について

- ・当センターでは第2・第4木曜日の午後1時から午後3時の間で空き家専門相談会を無料で行っています。
- ・専門相談会以外にも平日に空き家に関する一般的な相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

一般相談や専門相談会に関してのお問い合わせは

徳島県住宅供給公社内
「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター
☎ 088-666-3124

(ご相談受付／平日の午前9時から午後5時)

メール soudan@tokushima-akiya.jp






専門相談会







関係機関問い合わせ先

項目	名称	住所	連絡先	二次元コード	
改修・リフォーム 建物の耐震性能	公益社団法人 徳島県建築士会	徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター5F	088-653-7570		
	一般社団法人 徳島県建築士事務所協会	徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2F	088-652-5862		
土地・建物の 売却・賃貸	公益社団法人 徳島県宅地建物取引業協会	徳島市万代町5丁目1-5 徳島県不動産会館	088-625-0318		
	公益社団法人 全日本不動産協会徳島県本部	徳島市中昭和町2丁目 75番地 間ビル1階	088-655-4633		
相 続	徳島弁護士会	徳島県徳島市新蔵町1丁 目31番地	088-652-5768		
	徳島県司法書士会	徳島市南前川町4丁目 41番地	088-622-1865		
	徳島地方法務局	本 局	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎 〔※令和7年7月22日以降〕 徳島市徳島町2丁目17 番地 徳島法務総合庁舎	088-622-4171	
		阿南支局	阿南市日開野町谷田 497番地2	0884-22-0410	
		美馬支局	美馬市脇町大字猪尻字八 幡神社下南125番地1	0883-52-1164	
	徳島県行政書士会	徳島県徳島市東沖洲2丁目 1-8 マリンピア沖洲内	088-679-4440		
	登 記	徳島県司法書士会	徳島市南前川町4丁目 41番地	088-622-1865	
徳島地方法務局		本 局	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎 〔※令和7年7月22日以降〕 徳島市徳島町2丁目17 番地 徳島法務総合庁舎	088-622-4171	
		阿南支局	阿南市日開野町谷田 497番地2	0884-22-0410	
		美馬支局	美馬市脇町大字猪尻字八 幡神社下南125番地1	0883-52-1164	

項目	名称	住所	連絡先	二次元コード
登記	徳島県土地家屋調査士会	徳島市出来島本町2-42-5	088-626-3585	
相続土地国庫帰属制度	徳島地方法務局 本局	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎 ※令和7年7月22日以降 徳島市徳島町2丁目17番地 徳島法務総合庁舎	088-622-4171	
税金	四国税理士会 徳島県支部連合会	徳島県徳島市西新町2丁目35番地 竹田ビル2F	088-623-0424	
解体	協同組合 徳島県解体工事業協会	徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター5F	088-626-7201	
	解体工事業者登録名簿	徳島県ホームページ		

徳島県市町村別 住宅関連支援制度一覧

<p>徳島市 徳島市幸町2-5</p>  <p>市 HP</p>  <p>空き家バンク</p>	<p>建築指導課 ☎ 088-621-5272</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 徳島市危険廃屋解体支援事業 危険な廃屋となった住宅の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。 ※補助の対象物は住宅のみ ※補助率は 2/5 (上限 30 万円) ● 徳島市既存木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修支援事業) 地震による被害の軽減を図るため、耐震診断の結果を受けて行う耐震改修に対して工事費用の一部を補助する。 ※募集戸数あり ※補助対象住宅等に要件あり ※補助金の額は、お問い合わせください <p>住宅課 ☎ 088-621-5285</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅リフォーム支援事業 定住、移住及び子育てしやすい住まいづくりを支援するとともに、空き家の増加の抑制を図るため、徳島市内の施工業者に依頼して、現に所有し居住する既存住宅の住環境の維持・向上を図るためのリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助する。 ※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり ※受付期間あり (多数の場合は抽選) ※補助金の額は、補助対象工事区分に応じて、補助対象経費 (税抜) の 15% で上限 15 万円 20% で上限 20 万円 30% で上限 30 万円
--	---

鳴門市

鳴門市撫養町南
浜字東浜 170



市 HP



空き家バンク

まちづくり課 除去支援事業は ☎ 088-684-1289
その他の事業は ☎ 088-684-1164

● 鳴門市老朽危険空き家除却支援事業

危険な空き家となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 2/3 (上限 60 万円)

※長屋は補助率 4/5 (上限 80 万円)

● 住宅安心リフォーム補助金

一定の要件を満たすリフォーム工事費の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり (先着)

※補助金の額は、補助対象工事費 (税込) の 20% で上限 15 万円

● 木造住宅耐震化促進事業補助金 (住宅の住替え支援事業除く)

一定の水準以上の耐震化に寄与する工事を行った場合の工事費の一部を補助する。

※補助金の額は、最大 110 万円

商工政策課 ☎ 088-684-1158

● 空き家利活用促進事業 (リフォーム支援)

所有者タイプ

一定の要件を満たす場合、移住者居住用のために行う空き家バンクに登録された空き家の改修を補助する。

※補助金の額は、最大 20 万円

移住者タイプ

一定の要件を満たす場合、移住者が自ら居住するために行う空き家バンクに登録された空き家の改修を補助する。

※補助金の額は、最大 40 万円

小松島市

小松島市横須町
1-1



市 HP



空き家バンク

住宅課 ☎ 0885-32-2120

●小松島市老朽危険空き家除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●小松島市木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修支援事業)

耐震診断により大規模な地震で倒壊の可能性がある (上部構造評点 1.0 未満) と診断された住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※補助率 4/5 + 感震ブレーカー設置費用補助

※補助額等詳細につきましては市住宅課までお問い合わせください

●小松島市空き家再生等促進事業補助金 (空き家スマート化リノベーション支援事業)

空き家等を改修して、宿泊施設や物品販売等を営む店舗また飲食店等、地方創生に貢献する目的を有するものとして活用するために行うリノベーション工事に補助金を助成する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※補助率 2/3 (上限 320 万円)

※要件等詳細につきましては市住宅課までお問い合わせください

●リフォーム支援事業

住環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、小松島市内の施工業者によるリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり (多数の場合は抽選)

※補助金の額は、補助対象工事費の 1/5 かつ上限 15 万円

※現在、空き家でもリフォーム後に居住予定の場合は対象

農林水産課 ☎ 0885-34-9292

●小松島市就農定住支援事業補助金

小松島市外から市内に転入する意欲的な新規就農者が地域に定着するまでの一定期間、住居費の一部を支援する。

※就農定住者の要件あり

※新規就農者に対し、住居費 (民間家賃等) の 1/2 以内の支援金 (最長 2 年間、1 月あたり上限 2 万円)

阿南市

阿南市富岡町ト
ノ町12-3



住宅課



ふるさと未来課



空き家バンク

住宅課 ☎ 0884-22-3431

●阿南市危険廃屋等除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 1/2 (上限 50 万円)

ふるさと未来課 ☎ 0884-22-7404

●あなんぐらし支援事業

阿南市内の施工業者等を利用して住宅等のリフォームを行う場合に、工事費の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり (多数の場合は抽選)

※補助金の額は、補助対象工事費 (税抜) の 15% 以内で上限 15 万円

※現在、空き家でもリフォーム後に居住予定の場合は対象

●あなんでスマートホーム事業

市内に住宅を新築または中古住宅を購入する際、費用の一部を補助する。

※補助金の額は、最大 90 万円

※補助対象者に要件あり

●木造住宅耐震化促進事業

(耐震改修支援事業及び耐震シェルター設置支援事業)

大地震による住宅の倒壊等の被害を軽減を図ることを目的とし、木造住宅の耐震改修、耐震シェルターの設置に対して、工事費用の一部を補助する。

※募集戸数あり (先着)

※リフォーム工事は対象となりません

※補助金の額は、お問い合わせください

吉野川市

吉野川市鴨島町
鴨島 115-1



市 HP



空き家バンク

建築営繕室 ☎ 0883-22-2224

●吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助金は補助率 4/5 (上限 80 万円)

●吉野川市移住促進空き家リノベーション支援事業

市外からの移住者が空き家バンクに登録された空き家を購入、又は賃借し、リノベーションする場合、工事費用の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり

※補助金は補助率 2/3 (上限 320 万円)

●吉野川市木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断を行い、耐震性能を有していない (上部構造評点 1.0 未満) と判定された木造住宅の所有者が耐震改修を行う場合、工事費用の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり

※補助金は補助率 4/5 (上限 210 万円) (ただし、令和 6 年度～令和 8 年度に限る)

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置費用の一部を補助する。

※募集件数あり

※補助金は耐震シェルターの場合 補助率 4/5 (上限 80 万円)

耐震ベッドの場合 補助率 4/5 (上限 40 万円)

阿波市

阿波市市場町切
幡字古田201番
地1



市 HP



空き家バンク

住宅課 ☎ 0883-36-8731

● 阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 2/3 (上限 60 万円)

● 阿波市定住促進リフォーム補助金交付事業

阿波市の定住人口の維持、増加及び市内の消費活動の活性化を目的とし市内の施工業者を利用した個人住宅のリフォーム工事に補助金を交付する。

定住維持リフォーム

※対象者の要件：阿波市に住民登録している人で、工事完了後に引き続き 10 年以上阿波市に居住する人

※補助金の額は、対象工事費の 20% (上限額 20 万円)

※受付期間あり (多数の場合は抽選)

転入促進リフォーム

※対象者の要件：阿波市に申請日から 3 年以内に転入した人。または転入する人で、過去 3 年間阿波市に住民登録がなく補助金の交付確定日から、引き続き 10 年以上阿波市に居住する人

※補助金の額は、対象工事費の 40% (上限額 40 万円)

併用住宅として事業をする予定の方は、さらに上限 40 万円を補助

※募集件数あり (先着)

農地整備課 ☎ 0883-36-8721

● 阿波市木造住宅建築推進事業補助金

市内業者を利用し、市産材及び県産材を用いて木造住宅を新築する方 (市内に居住・居住予定) を対象に補助金を交付する。

※補助額：10,000 円/坪 (上限額：50 万円)

危機管理課 ☎ 0883-36-8703

● 阿波市木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

建物の基礎や壁の補強、劣化箇所取り替えなど本格的な改修工事の補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※補助金：上限 110 万円 令和 6 年 9 月議会において上限が 210 万円に拡充する可能性あり

※募集件数あり

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルター設置または耐震ベッド設置の補助する。

※補助金：上限 80 万円 (耐震ベッドは上限 40 万円)

※募集件数あり

企画総務課 ☎ 0883-36-8707

● 阿波市空き家家財道具等処分費補助金

移住定住促進による地域の活性化を図るため、阿波市空き家情報登録制度 (空き家バンク) に登録し、登録期間中に売買契約が成立した空き家に残存する家財道具等の処分に要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

※交付対象経費の 2 分の 1 (上限 10 万円)

阿波市観光協会 ☎ 0883-35-4211

● 移住体験施設

移住おためし物件

阿波市への移住を検討される市外在住者を対象に、最長 31 日間滞在可能な生活体験施設を提供する。

美馬市

美馬市穴吹町穴
吹字九反地5



市 HP



空き家バンク

都市政策課 ☎ 0883-52-5607

●美馬市老朽危険空き家除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

ふるさと回帰推進課 ☎ 0883-52-8129

●移住支援補助金等

美馬市移住・定住住宅取得支援補助金

子育て世帯への支援と美馬市への移住・定住促進を図ることを目的として、フラット 35 を利用して美馬市内で住宅を新築または購入する費用の一部を補助する (加算要件あり)。

※補助率：新築基本 35 万円 (上限 100 万円)

中古基本 20 万円 (上限 85 万円)

●美馬市移住者向けリフォーム支援補助

移住者 (転入後 1 年以内の場合を含む) が「美馬市空き家バンク」に登録された物件に居住するために行うリフォーム工事に要する費用の一部を補助する。

※補助率：対象経費の 2/3 (上限 40 万円)

●移住体験施設 美馬市移住おためし住宅

美馬市への移住を検討される市外在住者を対象に、最長 30 日間滞在可能な生活体験施設を提供する。

※利用料：1 日 640 円 (税込)

サテライトオフィス体験施設「創～SO～」

サテライトオフィス進出や創業を希望している企業や個人を対象に、最長 30 日間滞在可能なサテライトオフィス体験施設を提供する。

※利用料：1 日 1,500 円 (税込)

住宅・拠点整備課 ☎ 0883-52-5612

●木造住宅耐震化促進事業

耐震改修支援事業

「耐震診断支援事業」の評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象とする。

※募集戸数あり

※補助金額は耐震化工事費用の 5 分の 4 (最高 200 万円) + 感震ブレーカー設置費用 (10 万円)

※耐震化工事と併せて実施するリフォーム工事補助 (最高 40 万円) リフォーム工事費用の 5 分の 4

三好市

三好市池田町シンマチ1500番地2



市 HP



空き家バンク

管理課 ☎ 0883-72-7681

●三好市老朽危険空き家除却促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

- ※補助の対象物は住宅のみ
- ※補助率は2/3（上限80万円）

●木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断の結果、評点を1.0以上にする耐震化工事の費用について補助する。

- ※補助金額：上限150万円
- ※募集戸数あり

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する工事の費用について補助する。

- ※補助金額：耐震シェルターの場合上限150万円、耐震ベッドの場合上限60万円
- ※募集戸数あり

地方創生推進課 ☎ 0883-72-7607

●三好市移住者支援事業補助金

改修補助金

三好市空き家情報登録制度を利用した移住者が空き家に入居した場合、移住に要する費用の一部を補助する。

- ※補助対象者：空き家の所有者又は移住者等
- ※対象事業：売買又は賃貸借契約を締結した空き家の改修に要する経費（改修費20万円以上）
- ※補助率：3分の2以内、限度額200万円

●移住体験施設 お試し暮らし住宅

市外からの移住を考えている方を対象に、趣のことなる3棟のお試し暮らし住宅を提供する。

■丘の棟（州津お試し住宅）

- 利用料：月額41,000円
- 利用期間：6ヶ月以内

■マチの棟 [1階]（マチお試し住宅）

- 利用料：月額31,000円
- 利用期間：6ヶ月以内

■マチの棟 [2階]（マチお試し住宅）

- 利用料：月額26,000円
- 利用期間：6ヶ月以内

■ヤマの棟（シンヤマお試し住宅）

- 利用料：月額24,000円
- 利用期間：2ヶ月以内

農林政策課 ☎ 0883-72-7617

●三好地域木造住宅推進事業

三好産材を使用した住宅の新築及びリフォームに対して補助する。

- ※補助率は新築の場合1棟につき100万円、リフォームの場合上限30万円
- ※新築の場合、設計・施工・製材を三好地域木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと。ただし、同一会員が設計・施工・製材を兼務できない
- ※リフォームの場合、設計、製材もしくは施工、製材どちらかを三好地域木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと
- ※補助金交付対象者は、新築の場合、三好市内に自ら居住するための住宅を新築する者であること、リフォームの場合、住宅においては自らが所有する住宅であること、店舗・事務所は物件所有者であること

勝 浦 町

勝浦郡勝浦町大字
久国字久保田3



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 0885-42-1506

●勝浦町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5（上限 80 万円）

●リフォーム支援事業

住環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、勝浦町内の施工業者によるリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり（多数の場合は抽選）

※補助金の額は、補助対象工事費の 2/3 かつ上限 30 万円

※現在、空き家でもリフォーム後に居住予定の場合は対象

●木造住宅耐震化促進事業

本格的な耐震補強工事に係る費用の一部を補助する。

※耐震診断の評点が 1.0 未満と判定された住宅が対象

※募集戸数あり

※補助対象住宅等に要件あり

※補助金の額は、お問い合わせください

企画交流課 ☎ 0885-42-2552

●勝浦町住まい応援事業

定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的として、令和7年度までの期間限定で、住民および移住者が勝浦町内で住宅を新築、建替えまたは建築後2年以内の住宅を購入する費用の一部を補助する。

※新築等にかかる費用の 1/10 以内で上限 100 万円

※条件を満たせば加算措置あり

※募集件数あり

●勝浦町お試し定住施設

「トライアルハウス坂本家」

農業体験や田舎暮らし体験ができるお試し移住施設で、最短 2 泊 3 日から 3 ヶ月まで利用できる。

※日数に応じて利用料が必要

※自炊用の備品備付け

上 勝 町

勝浦郡上勝町大
字福原字下横峯
3-1



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 0885-46-0111

●上勝町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●上勝町木造住宅耐震化促進事業

(耐震改修支援事業及び耐震シェルター設置支援事業)

耐震診断の結果により行う耐震改修等に対して工事費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助対象住宅等に要件あり

※補助金の額は、お問い合わせください

企画環境課 ☎ 0885-46-0111

●美しい集落再生プラン支援事業補助金

(新築住宅工事費、中古住宅(空き家)購入費)

U・I・J ターン者が入居する新築住宅工事費(延べ床面積 50 m²以上 280 m²未満の住宅の新築に限る)、中古住宅(空き家に限る)購入費の 1/2 以内(上限 100 万円)を交付する。

※対象年齢 50 歳以下で、5 年以上定住(町に住民登録が必要)し、申請は 1 人 1 回限り

●美しい集落再生プラン支援事業補助金(空き家改修費)

空き家や中古住宅に U・I・J ターン者が移住 5 年以内に入居する場合、住宅改修費の 2/3 以内(上限 150 万円)を交付する。

※対象年齢は原則 20 歳から 50 歳未満で、10 年以上定住(町に住民登録が必要)し、申請は 1 人 2 回まで可能

●美しい集落再生プラン支援事業補助金(空き家整理費)

所有者が空き家登録された空き家を住宅内整理に必要な家財道具等の運搬処分費及び屋内外の清掃費に要する経費の 1/2 以内(上限 10 万円)を交付する。

●起業人材確保育成支援(いんどりインターン)事業

「藤川宿泊施設」

就業起業インターン研修生を元に戸数 11 戸(2K3 戸、1K8 戸)収容人数 14 名可で、7 日~ 360 日間程度、宿泊費無料。

町内就業起業等体験とともに生活空間を体感できる。

●移住体験宿泊施設上寺内住宅

「シェアハウス」

移住に向けたおためし体験宿泊施設で、滞在しながら町での暮らしを体験できる。30 日まで利用可能。無料。8 部屋(室内にベッド・机・シャワー室完備)(ランドリー・トイレ・台所・食堂・風呂共同)

●空き家整理費補助金

空き家の住宅内整理に必要な家財道具等の運搬処分費及び屋内外の清掃費に要する経費の 1/2 以内(限度額 10 万円、千円未満切捨て)を交付する。

佐那河内村

名東郡佐那河内
村下字西ノハナ
31番地



村 HP



空き家バンク

企画政策課 ☎ 088-679-2973

●佐那河内村空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●佐那河内村定住支援住宅等補助金

佐那河内村では定住しようとする者を支援することを目的として、住宅の新築、中古住宅の取得、住宅の改修、及び住宅を新築するための住宅用地の取得などに対して助成する。

※補助額

・新築住宅の建築・購入又は中古住宅（住宅用地取得改修含む）の取得の場合は対象経費の 2/3 (上限 150 万円)。条件により加算あり

・住宅改修（工事費用 50 万円以上）の場合は対象経費の 2/3 (上限 100 万円)。村内業者の施工に限る

●佐那河内村リフォーム補助金

定住を目的に改修工事を行う者に対し補助する。

※補助額は予算の範囲内で上限 30 万円

※補助金の交付を受けた日から 5 年以上定住する意思のある者等々条件あり

※募集戸数あり (先着順)

●佐那河内村空き家片付け等支援補助金

空き家の家財道具等の処分にかかる経費を補助する。

※補助額は 10 万円または補助対象経費の 3/4 のいずれか低い額

※空き家バンクに 5 年以上登録する意思のある空き家の所有者など条件あり

●佐那河内村木造住宅耐震促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

筋交いや金物、火打ち等などによって、家全体の改修を補助する。

※補助額は補助対象経費の 4/5 以下で上限 130 万円

※募集戸数あり (先着順)

耐震シェルター設置支援事業

住宅が倒壊しても居住者の命を守る、耐震シェルターの設置を支援する。

※補助額は対象経費の 4/5 以下で上限 80 万円

※募集戸数あり

石井町

名西郡石井町高川原字高川原
121-1



町 HP



空き家バンク

危機管理課 ☎ 088-674-1171

●石井町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●石井町木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断を行い、耐震性能を有していない(上部構造評点 1.0 未満)と判定された木造住宅の所有者が耐震改修を行う場合、工事費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※補助金の額は、お問い合わせください

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助金の額は、お問い合わせください

総務課 ☎ 088-674-1111

●石井町空き家リフォーム助成事業費補助金

空き家の有効活用や移住定住促進を目的として、町内にある施工業者を利用した空き家住宅のリフォーム工事費用について、その経費の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集件数あり(先着)

※補助金額は工事費(税抜)の 1/2 (上限 50 万円)

※空き家リフォームについてのお問い合わせ先: 建設課 ☎ 088-674-1117

神 山 町

名西郡神山町神
領字本野間100



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 088-676-1514

● 神山町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

● 神山町木造耐震化促進事業

大地震における住宅の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的とし、耐震診断及び診断後の耐震改修等を実施する町民に対し、経費の一部を補助する。

※要件や補助額などは、お問い合わせください

産業観光課 ☎ 088-676-1118

● 神山町空き家改修事業補助金

空き家を改修して神山町に定住しようとする移住者、町民等に対し、生活するために必要な改修又は耐震補強工事に要する経費を助成する。

※工事費 10 万円以上

町内業者の施工による助成対象経費補助対象経費の 1/2

※上限 50 万円

● 神山町若者定住支援住宅新築等補助金

申請時の年齢が満 40 歳以下の神山町に定住している者、又は定住しようとする者に対して以下の経費の一部を助成する。

① 住宅の新築 (宅地用地取得含む)

工事費のうち、補助対象経費の 2 分の 1 以内

助成限度額 150 万円 (町内業者の施工は 200 万円)

宅地を取得した場合は取得費の 3 分の 1 以内で 50 万円を限度として加算する。

② 住宅増改築 (工事費用 10 万円以上)

自己又は家族所有の住宅

助成対象経費 2 分の 1 以内

助成限度額 50 万円 (町内業者の施工に限る)

那 賀 町

那賀郡那賀町和
食郷字南川
104-1



町 HP



空き家バンク

防災課 ☎ 0884-62-1183

●那賀町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●那賀町木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修支援事業)

地震による被害の軽減を図るため、耐震診断の結果を受けて行う耐震改修に対して工事費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助対象住宅等に要件あり

※補助金の額は、お問い合わせください

みらいデジタル課 ☎ 0884-62-1184

●那賀町空き家対策 総合支援改修等事業費補助金

町内にある空き家等の利活用を促進し地域の活性化を図るため、空き家等の売買及び賃貸借に伴う改修等に要する経費に対して、補助する。

※補助金の額は、対象経費の 2/3 (上限 320 万円)

●空き家改修費等補助金

空き家の購入者・賃借者又は所有者に条件付きで改修費用 (1/2・上限 100 万円) や家財道具処分運搬及び清掃等費用 (1/2・上限 14 万円) を補助する。

牟 岐 町

海部郡牟岐町大字
中村字本村 7-4



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 0884-72-3418

●牟岐町空き家再生等促進事業

建築士等による空き家判定の結果、評点が100点以上の老朽危険空き家の解体工事を行う場合、その経費の一部を助成する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

※町内業者による施工が条件

●木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断の結果、評点を 1.0 以上にする耐震化工事の費用について補助する。

※補助金額：上限 140 万円 + 感震ブレーカー設置費用 (10 万円)

企画政策課 ☎ 0884-72-3420

●牟岐町空き家改修等支援事業

空き家バンク登録等条件付きで空き家の改修費・家財道具等の撤去 (1/2・上限 20 万円) を補助する。

美 波 町

海部郡美波町奥
河内字本村18-1



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 0884-77-3618

●美波町老朽住宅解体費支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 2/3 (上限 60 万円)

政策推進課 ☎ 0884-77-3616

●住宅建築資金借入利子補助金

満 20 歳から 45 歳未満の住民又は 1 年以内に転入者となった者が、自己が居住するため資金の融資を受けて住宅を建築又は増改築した場合、支払利子額の 1/2 で、上限 10 万円を 10 年を限度に支給する。

●定住促進補助金

65 歳未満の新たに住民となることを希望する者又は 45 歳未満の住民が、借り受け又は、購入した空き家住宅を町内に事業所を有する施工業者において改修し、5 年以上活用又は居住する場合、増改築費用の 2/3 で上限 200 万円を補助する。原則として、事業後居住地の町内会に加入すること。

消防防災課 ☎ 0884-77-3619

●美波町木造住宅耐震化促進事業

(耐震改修支援事業及び耐震シェルター設置支援事業)

耐震診断の結果により行う耐震改修等に対して工事費用の一部を補助する。

※補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事に要件あり

※募集戸数あり

※補助金の額は、お問い合わせください

海陽町

海部郡海陽町大里字上中須128



町 HP



空き家バンク

建設防災課 ☎ 0884-73-4159

●海陽町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 2/3 (上限 60 万円)

●木造住宅耐震化促進事業

耐震改修支援事業

「耐震診断支援事業」の評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象とする。

※募集戸数あり (先着順)

※補助金額は耐震化工事費用の 5 分の 4 + 感震ブレーカー設置費用 (10 万円)

耐震シェルター設置支援事業

「耐震診断支援事業」の評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象とする。

※募集戸数あり (先着順)

※補助金額は耐震シェルター：設置工事費用の 5 分の 4 (最高 80 万円)

耐震ベッド：設置費用の 5 分の 4 (最高 40 万円)

産業振興課 ☎ 0884-73-4161

●空き家改修支援補助金

売買又は賃借により所有した空き家で居住を始めるにあたり改修が必要な場合、移住・定住者もしくは物件の所有者に補助金を交付する。

※補助率：空き家バンク物件 1/2、バンク外 1/3

※上限は 100 万円

※補助対象となるための各種条件あり

松茂町

板野郡松茂町広島字東裏30



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 088-699-8718

●松茂町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●木造住宅耐震化促進事業

耐震改修支援事業

「耐震診断支援事業」の評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象とする。

※募集戸数あり

※補助金額は耐震化工事費用の 5 分の 4 (上限 200 万円) + 感震ブレーカー設置費用 (10 万円)

※令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

耐震シェルター設置支援事業

「耐震診断支援事業」の評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象とする。

※募集戸数あり

※補助金額は耐震シェルター：設置工事費用の 5 分の 4 (上限 80 万円)

耐震ベッド：設置費用の 5 分の 4 (上限 40 万円)

北 島 町

板野郡北島町中
村字上地 23-1



町 HP



空き家バンク

まちみらい課 ☎ 088-698-9806

●北島町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

※補助率は 3/5 (上限 60 万円)

●北島町住宅リフォーム補助金

町民が町内自宅の修繕、補修工事やバリアフリー対応工事などのリフォーム工事を町内事業者を利用して行う場合に、その経費の一部 (上限 20 万円) を補助する。

危機情報管理課 ☎ 088-698-9807

●北島町木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断を行い、耐震性能を有していない (評点 1.0 未満) と判定された木造住宅の所有者が耐震改修を行う場合、工事費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助対象住宅等に要件あり

※補助金の額等については、担当課までお問い合わせください

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助要件あり

※補助金額は耐震シェルター：設置工事費用の 5 分の 4 (最高 80 万円)

耐震ベッド：設置工事費用の 5 分の 4 (最高 40 万円)

藍 住 町

板野郡藍住町奥
野字矢上前52-1



町 HP



空き家バンク

生活環境課 ☎ 088-637-3116

●藍住町老朽危険空き家除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

総務企画課 ☎ 088-637-3111

●木造住宅耐震化促進事業

耐震改修支援事業

※本格的な耐震改修工事に対して支援を行う

※補助上限額は 100 万円 (補助率 5 分の 4) + 感震ブレーカー設置 10 万円 (定額)

※募集戸数あり

耐震シェルター設置支援事業

※住宅が倒壊しても一部の空間を確保するシェルターの設置を支援する

※補助上限額 80 万円 (補助率 5 分の 4)

※募集戸数あり

板野町

板野郡板野町吹田字町南22-2



町 HP



空き家バンク

環境生活課 ☎ 088-672-5987

●板野町空き家再生等促進事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

建設課 ☎ 088-672-5996

●木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断・補強計画を行った木造住宅に対して、耐震改修工事を補助する。

※補助額は 1 戸につき最高 120 万円 (補助率 5 分の 4 以内)

※募集戸数あり

耐震シェルター設置支援事業

耐震診断を行った木造住宅に対して、住宅の一部を耐震化する。

※補助額

耐震シェルター設置の場合

1 戸につき最高 80 万円 (補助率 5 分の 4 以内)

耐震ベッド設置の場合

1 戸につき最高 40 万円 (補助率 5 分の 4 以内)

上板町

板野郡上板町七條字経塚42



町 HP



空き家バンク

企画防災課 ☎ 088-694-6824

●上板町老朽危険空き家除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●上板町住宅リフォーム補助金

住宅リフォームを行う際に補助対象工事費の 30% で、最高 20 万円を補助する。

●木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断等を行った木造住宅に対して、耐震改修工事を補助する。

※補助額は 1 戸につき最高 110 万円 (補助率 5 分の 4 以内)

耐震シェルター・ベッド設置支援事業

耐震診断で評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象に、耐震シェルター又は耐震ベッドの設置に対して補助する。

※募集戸数あり

※補助要件あり

※補助金額は耐震シェルター：設置工事費用の 5 分の 4 (最高 80 万円)

耐震ベッド：設置工事費用の 5 分の 4 (最高 40 万円)

●住宅取得応援補助金

他市町村に住所を有する者又は、町内に住所を有するが住宅を所有しない者が、定住のために上板町内に宅地及び住宅を取得した場合、対象住宅に対して賦課された固定資産税額に相当する額を助成する (対象住宅取得後、最初の固定資産税賦課日の属する年度以降 5 年間)。

●空き家利活用支援事業

上板町に移住又は定住する者が、上板町空き家バンクに登録された空き家住宅を取得し、改修する場合に対象となる工事費の 3 分の 2 に相当する金額 (上限 320 万円) を補助する。

つるぎ町

美馬郡つるぎ町
貞光字東浦1-3



町 HP



空き家バンク

住宅環境課 ☎ 0883-62-3111

●つるぎ町老朽危険空き家除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅のみ

※補助率は 4/5 (上限 80 万円)

●つるぎ町住宅リフォーム補助金

住宅リフォームを行う際に、補助対象工事費の 20% (上限 20 万円) を補助する。

まちづくり戦略課 ☎ 0883-62-3111

●つるぎ町定住支援補助金

新築補助金

申請時の年齢が 65 歳未満の者がつるぎ町に定住する目的で住宅を建てる場合、建築工事費用に対して助成する。

※補助対象経費の 5% (上限：町内業者 100 万円、その他 50 万円)

空き家バンク活用補助金

申請時の年齢が 65 歳未満の者が、つるぎ町空き家バンクを活用し、建物の購入または賃貸した際の不動産仲介手数料に対して助成する。

※定額 (上限：20 万円)

空き家バンク家財道具処分運搬補助金

空き家バンクを介して売買または賃貸の契約が成立した物件の売主または貸主が家財道具を処分する費用に対して助成する。

※補助対象経費の 1/2 (上限：2 万円)

管理防災課 ☎ 0883-62-3111

●つるぎ町木造住宅耐震化促進事業

地震による被害の軽減を図るため、耐震診断の結果を受けて行う耐震改修に対して工事費用の一部を補助する。

※募集戸数あり

※補助対象住宅等に要件あり

※補助金の額は、お問い合わせください

東みよし町

三好郡東みよし町加茂3360



町 HP



空き家バンク

建設課 ☎ 0883-79-5342

●東みよし町老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業

危険な廃屋となった建築物の解体・撤去・処分に係る工事を行う場合、その経費の一部を支援する。

※補助の対象物は住宅・建築物のみ

※補助率は 2/3 (上限 80 万円)

●木造住宅耐震化工事支援事業

耐震改修支援事業

耐震診断の結果、評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象に、評点を 1.0 以上に耐震化工事に対して補助する。

※補助率：4/5、補助金額：上限 100 万円及び感震ブレーカー設置に対して 10 万円加算

耐震シェルター設置支援事業

耐震診断の結果、評点が 1.0 未満と判定された住宅を対象に、耐震シェルター設置工事に対して補助する。

※補助率：4/5、補助金額：上限 80 万円、但し耐震ベッドの場合は上限 40 万円

企画課 ☎ 0883-82-6302

●空き家スマート化リノベーション支援事業補助金

空き家等を改修して移住者向け住宅、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅又は地方創生対応型施設として活用するために行う次に掲げるリノベーション工事に要する経費を補助する（町内の建設業者等が施工するものに限る。また 10 年以上の活用義務有り）。

※補助額は対象経費の 3 分の 2 以内に相当する金額（上限 320 万円）

●空き家等家財道具処分費補助金

空き家内の家財道具等処分運搬に係る経費を補助する。

※補助額は対象経費の 2 分の 1 に相当する金額（上限 10 万円）

とくしま空き家ハンドブック

空き家のこと、この一冊で理解できる！

2024年10月21日 発行

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター
(徳島県住宅供給公社内)

徳島市川内町平石住吉 209-5 徳島健康科学総合センター 3階

